

令和2年3月

貯水槽・受水槽の設置者 様

貯水槽・受水槽の設置と適正な管理について 【お知らせ】

高山市 上水道課

ビルやマンションなどに設置され、水道水を貯水する機能を有する貯水槽や受水槽などの施設を貯水槽水道といいます。

安全に水道を使っていただくためには、貯水槽水道の保守点検が欠かせません。

貯水部分の容量が10 m³を超えるものは「簡易専用水道」として、設置・管理者に対して法律で保守点検の義務付けがなされており、10 m³以下のものに対しても条例で、「小規模貯水槽水道」として法令に準じて、設置者が保守点検に努めるよう規定されています。(水道法第34条の2及び高山市給水条例第44条の3)

貯水槽水道の設置者は、普段から適正な管理(点検・清掃・水質検査)をするよう努めていただき、特に地震や凍結、大雨などがあったときは、すぐに点検を行い、不具合がある場合はすみやかに修繕・対策を実施されるようお願いいたします。

【簡易専用水道】(水槽の容量が10 m³を超えるもの)

- 受水槽や高架水槽の掃除を毎年1回以上、定期に行うこと。
- 受水槽及び高架水槽の状態やマンホールの施錠などの点検を行い、不備なところはすみやかに改善すること。
- 水の色、濁り、臭い、味などに注意して、異常があれば水質検査を行うこと。
- 毎年1回以上定期的に、厚生労働大臣の登録を受けた機関の検査(水質含む)を受けること。

【小規模貯水槽水道】(水槽の容量が10 m³以下のもの)

法律上の義務はありませんが、法令に準じて簡易専用水道と同様の管理に努めてください。

506-8555 高山市花岡町2丁目18番地
高山市役所 上水道課
0577-35-3149 (直通)
FAX 0577-35-3169